

賠償責任保険重要事項説明書(ご契約の前に必ずお読みください。)

1. 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

- (1)ご契約者または被保険者となる方は申込書に記載された危険に関する重要な事項のうち、弊社が告知を求める★印の項目についてご契約時にお申し出いただく義務(告知義務)があります。
- (2)★印の項目について、ご契約者または被保険者の故意、重大な過失等によりお申し出がない場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一度お確かめください。

2. 通知義務(ご契約後にご連絡いただく事項)

ご契約者または被保険者となる方は申込書に記載された★印の項目に変更が発生した場合、遅滞なくご契約の取扱代理店または弊社までご連絡いただく義務(通知義務)があります。

3. 重大事由による解除

弊社は以下のことが判明した場合、保険契約を解除することができます。また解除がなされるまでに生じた事故については、保険金を支払わないことがあります。

- (1)故意に事故を発生させ、または発生させようとしたこと。
- (2)保険金請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- (3)暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- (4)上記(1)～(3)と同程度に弊社の信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

4. 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1)第2回目以降の分割保険料は、定められた払込期日までに払込みください。なお、払込期日の属する月の翌月末までにその分割保険料の払込みがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできません。また、原則としてご契約を解除させていただきますのでご注意ください。
(注)口座振替の場合、金融機関指定の振替日が保険料払込期日となります。
- (2)分割払でご契約の場合、弊社が保険金をお支払いすべき事故が発生した場合には、未払い保険料を請求させていただくことがあります。

5. 重複契約(他の保険契約等がある場合)

補償内容が同様の保険等(特約を含む)を他にも契約している場合、補償が重複することがあります。補償の対象となる事故が発生した場合は、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金等が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、要否をご判断いただいたうえでご契約ください。

このご契約の他に補償が重複する他契約がある場合は、以下のとおり保険金をお支払いします。(詳細は約款でご確認ください。)

- (1)他の保険契約等から保険金等が支払われていない場合
この保険契約の内容に基づいてご契約金額を限度にお支払いします。
- (2)他の保険契約等から保険金等が支払われた場合
補償の対象となる損害・損失・費用の額から、他の保険契約等で支払われた保険金等の合計額を差し引いた残額に対し、この保険契約の内容に基づいてご契約金額を限度にお支払いします。

6. 保険金のお支払時期

弊社はお客様から、保険金をお支払いするために必要な全ての書類をご提出いただいてから、その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。(詳しくは約款をご参照ください。)

7. 先取特権

被保険者が破産・倒産した場合であっても、被害者が他の債権者などに優先して保険金から被害回復を受けられる先取特権があります。

L1810543

8. 「個人情報の取扱い」について

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。

- (1)主な利用目的について
 - 1.弊社または弊社のグループ会社が取扱う損害保険の案内、募集および販売
 - 2.上記1.に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
 - 3.損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
 - 4.適正な保険金・給付金の支払
 - 5.新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
 - 6.その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務
- (2)第三者への情報提供について
弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - 1.法令に基づく場合
 - 2.弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
 - 3.再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
 - 4.弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

9. 共同保険(複数の保険会社による引受け)

弊社および他の損害保険会社との共同保険となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独個別に責任を負います。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払いその他の業務または事務を行なっております。

10. 保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。

引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。このご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
賠償責任保険	●破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払(補償割合100%) ●3ヶ月経過後は、補償割合80%	補償割合80%

※ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。

本制度の具体的な内容については弊社ホームページ(www.chubb.com/jp)をご覧ください。弊社までお問い合わせください。

11. 保険会社等へのお問い合わせ、苦情、事故受付等の連絡窓口

●商品・事故受付に関する連絡窓口

- 1)ご契約時における商品内容・ご契約手続き等のお問い合わせ。

パンフレット等に記載された取扱代理店あるいは弊社窓口までお問い合わせください。

- 2)事故が起こった場合のご連絡や保険金のご請求に関するお問い合わせ。

事故受付ダイヤル：0120-011-313(受付時間：年中無休24時間無料通話)

示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
なお、あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

●保険会社への苦情・要望等の連絡窓口

お客様サポートダイヤル：0120-550-385(受付時間：土日、休日、年末年始を除く午前9時～午後5時)

●お客様と弊社との間で問題を解決できない場合

弊社は、法律で定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

**一般社団法人保険オンブズマン:03-5425-7963
(受付時間：土日、休日、年末年始を除く 午前9時～12時、午後1時～5時)
ホームページ:http://www.hoken-ombs.or.jp/**

Chubb 損害保険株式会社